

奄美群島振興開発特別措置法及び 小笠原諸島振興開発特別措置法の改正について

国土交通省国土政策局特別地域振興官 岡野 克弥
総務課課長補佐 三重野真代

1. はじめに

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（以下「二部改正法」という。）は、第一八六回国会において、衆議院、参議院いずれも全会一致で可決され成立し、本年四月一日から施行されています。この間、多大なるご尽力をいただいた国会議員の諸先生方をはじめ、奄美、小笠原の地元の関係者の皆様様に深甚なる感謝を申し上げます。

奄美群島と小笠原諸島は、離島の中でも特別な位置づけに置かれていて、それぞれ特別措置法により手厚く振興開発を行うこととされています（離島振興法の対象から除外）。それぞれ別々に特別措置法があり（いずれも五年間の時限立法、

今年度がその最終年度にあたるため、この五年間の社会経済情勢の変化などをふまえて、昨夏にそれぞれ奄美群島振興開発審議会及び小笠原諸島振興開発審議会においてとりまとめられた意見具申の内容をもとにして、法律の内容も変更・拡充しながら法案を作成しました。以下、今般の法改正にあたり、どのような背景をふまえて、どのような点に力点を置いているかについて解説いたします。

2. 奄美群島の振興開発

（1）奄美群島の置かれている状況

奄美群島は、太平洋戦争終了後、昭和二八年に日本復帰するまでアメリカの占領下に置かれたため、本土が戦後復興している間にそれに取り残されることとなりました。立

ち後れた社会資本の整備、経済復興・発展を目的として奄美群島復興特別措置法（以下「奄美法」という。）が制定されて以降、今日にいたるまでの間、復興、振興開発が進められてきたところです。

その一方で、復帰時に二〇万人以上いた人口は、現在約半分の一二万人と減少の一途をたどっております。同時期にわが国全体の人口が約四〇パーセント増加しているのは逆となっているのは、高校を卒業した人のほとんどが島外に出てしまい、彼らの就職先となるような雇用の受け皿が多くないということが主たる要因です。具体的には、島の基幹作物であるサトウキビについて、栽培農家数、面積・産出額ともに減少傾向にあることに加え、一九八〇年代に生産のピークを迎えて域内経済を支えていた大島紬の低迷など、産業構造の大きな変革期を迎えているところです。

一方で、これまで不利性ととらえられてきた地理的、自然的条件などを、豊かな自然環境、多様で個性的な伝統文化、長寿・子宝・癒しの島などといった独自性・多様性こそが他の地域にない優位性のある魅力としてとらえ、優位性の発想に基づく地域振興・産業振興を進めることの重要性が高まってきています。

（２）改正法のポイント

①奄美群島振興交付金の創設

このような中、平成二五年、地元市町村が、群島一体と

なって同群島の自立的で持続可能な発展に向けて「成長戦略ビジョン」を策定し、その中で、今後の奄美の産業を振興していくために、高付加価値農業、観光産業、情報産業の三つの分野を重点と位置づけて振興すべきことが謳われています。今次改正法においては、地域が自らのイニシアティブによりこれらの分野の振興施策を進めていけるよう、予算制度を現在の個別の補助金によるものに替えて、自らの責任で地域の裁量に基づく施策が展開できるようにするための「奄美群島振興交付金」を創設することを盛り込みました。

この交付金の中でも大きな位置づけとなっているのは、観光客の誘致や、域内企業の経済活動を支える航空路の運賃が高い水準となっていることへの対応です。利用者数が少なくなっていることが一層高い運賃へと悪循環していく構造となっているわけですが、この交付金は航空運賃を割り引く費用に充てることを予定しており、これと併せて、観光地自体の魅力を高めることやキャンペーン、PR促進にも活用する予定でこれらにより利用者数を増大させる地道な努力など、総合的な施策に取り組んでいき正循環へ逆回転させていくことを狙っています。

また、基幹産業である農業について、さらに雇用を創出し定住促進を図るためには、限られた耕地面積で高い農業生産額をあげることでできる高収益作物を拡大し、地域ブ

ランド化や六次産業化を図っていくことが重要ですが、その際、市場へ産品を輸送するためのコストが本土の産地と比較して多くかかっているため、この輸送コストを助成する費用に充てることを予定しています。また、台風被害を受けやすいこれらの作物を栽培するための施設（平張ハウスなど）を整備するための費用の助成も行います。

②市町村産業振興促進計画制度の創設

予算措置以外にも、産業振興のための施策を盛り込んでいます。産業振興については、地元の状況を熟知して民間事業者との連携も十分に行える地元自治体（＝市町村）が主体的に取り組むことが重要であるため、地元市町村が、どの分野をどのようにして産業振興を図るかを記載する「産業振興促進計画」を策定することとし、この計画が主務大臣に認定された場合には、産業振興に係る法律上の規制緩和や、税制上の特例措置が受けられるようにするという制度を新たに盛り込みました。

具体的には、たとえば、通訳案内士法における特例として、本来であれば法律に基づく通訳案内士試験に合格して登録しないと外国語による有償での観光ガイドを行うことができないところ、一定の研修を受けることにより有償での観光ガイド行為を行うことができること、また、旅行業法における特例として、同様に、一定の研修を経れば、宿泊業者が地域内の旅行について、旅行業者代理業を営むこ

とができること、があります。この事例は、いずれも、訪れた観光客が気持ちよく滞在し、より長く観光を楽しむための環境をつくり出すことを狙いとしています。

③定住環境の改善に向けた各種配慮規定の追加

今回の改正法において、産業の振興、雇用の拡大と併せて重視したのが、定住環境の改善を図ることです。雇用の拡大により収入を確保していただくだけでは、定住を促進していくためには十分条件ではなく、併せて、住み続けていくための環境を整備することが必要です。具体的には、医療、介護、教育、防災などといった分野においてしっかりとした対応を行うことであり、これらは改正法の中で、配慮規定（国及び地方公共団体は、○○○について適切な配慮をするものとする。）として追加されています。

3. 小笠原諸島の振興開発

（1）小笠原諸島の置かれている状況

小笠原諸島も、奄美と同様に米軍の直接統治下に置かれたため、昭和四三年に返還されて以降、小笠原諸島振興開発特別措置法（以下「小笠原法」という。）のもと復興・振興開発が進められ、生活、情報通信、産業振興などに必要な社会基盤が整備されてきたところです。

加えて、離島の国家的役割が増大している中、小笠原諸

島の存在によりわが国の排他的経済水域の約三割を確保していることから、そこに住民が安定的に住み続けることで、その確保や保全、また海洋資源の利用など、ますます国益に重要な役割を担っていると言えます。

さらに、平成二三年には、世界自然遺産の登録が実現し、小笠原諸島は貴重な自然環境を人類共通の財産として保持・管理していくこととなったわけです。同時に、これらの価値を世界に発信し、その価値を広く普及させていくことも重要であり、これは、エコツーリズムなどといった観光の振興の一つのチャンスと捉えることもできます。

しかしながら、所得水準をはじめとする本土との間の経済面、生活面での諸格差が依然残されています。返還後四五年が経過するなかで住宅等の公共施設などの既存施設が更新時期を迎え、また、住民の高齢化の進展を見据えて医療・福祉の充実が必要となるなど、住民生活安定のための多岐にわたる課題が顕在化しています。

小笠原村の人口増減を年齢層別に分析すると、増加要因としては、出生数が多いことから自然増が大きいのですが、減少要因として、高校卒業生の多くが島を離れることに加え、村内の医療福祉への将来不安などから高齢者が転出することが多く見られることが指摘されています。

また、本土から一〇〇キロメートル離れた外海に位置する小笠原諸島にとって交通アクセスの改善は喫緊の課題

であり、中でも航空路の開設については、住民の皆さんが安心できる生活の確保、小笠原経済の自立的発展のためには欠くことのできないものです。

(2) 改正法のポイント

① 市町村産業振興促進計画制度の創設

奄美同様、小笠原においても、地元の小笠原村が、どの分野をどのようにして産業振興を図るかを定めて「産業振興促進計画」を策定することができるとの規定を設けています。

これにより、通訳案内士法、旅行業法上の特例措置を受けられるようになります。

② 定住環境の改善に向けた各種配慮規定の追加

同様に、定住環境の改善を図るため、医療、介護、教育、防災などといった分野においてしっかりとした対応を行うための配慮規定が盛り込まれています。

特に、今回追加されたものではありませんが、交通の確保などについての配慮ということで、小笠原における住民の生活の利便性の向上、産業の振興を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保について特別の配慮をするものとする、との規定があり、引き続き、航空路の開設へ向けた取り組みが続けられることを担保しています。航空路開設が実現された場合には、医療面での貢献などと相俟って、一層の生活の利便性の向上に資するこ

とが期待されます。

4. 改正の概要

・奄美法第一条／小笠原法第一条（目的）

今回、目的規定に「定住の促進を図る」旨を追加しました。従来からも定住の促進を目指して振興開発の施策を進めてきたところですが、先般の離島振興法（以下「離島法」という。）改正の際にも目的規定に「定住の促進を図る」旨が追加されたことを受けて、あらためて法律の目的として明記しました。

また、第一条の前段では、従来より、振興開発を進めるための法律のスキームを書いています。今回基本理念と国及び地方公共団体の責務を法に追加したことから、これらを追加することとしました。

・奄美法第二条／小笠原法第二条（基本理念）

奄美法及び小笠原法の基本理念は、従来は基本方針を策定する際の基本理念として定めていました。今回、交付金及び産業振興促進計画の創設、配慮規定の拡充を行い、施策の幅が広がったことから、基本理念を基本方針にかかるとともに限定せずに法全体の基本理念として位置づけ直しま

した。また、役割の部分は、離島法の改正を受けて、追加できる役割を追加しています。

・奄美法第三条／小笠原法第三条（国及び地方公共団体の責務）

奄美及び小笠原の振興開発については、国が基本方針を策定、都県が市町村の案を踏まえた上で振興開発計画を策定という形で国、都県、市町村が各々の役割に従って施策や事業を進めてきました。今回、国及び地方公共団体の責務を法律上に記載しましたが、これは国、都県、市町村が担ってきた役割を今後も果たしていくことをあらためて法律上明記したものです。

・奄美法第四条／小笠原法第五条（基本方針）

定住の促進を図るために、基本方針の記載事項に定住環境の改善に資するものを追加しました。具体的には、再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項を新しく追加するとともに、既存記載事項であった交通及び通信の確保に「人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化」、自然環境の保全に「再生」、人材の育成に「確保」を追加しています。また、生活環境の整備では「廃棄物の減量その他その適正な処理」を、教育の振興では「子どもの修学の機会を確保

するための支援」が含まれる旨を明確にするために、記載を追加しました。

小笠原法では、これまでは第五号で「住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する基本的な事項」としてまとめられていた住宅、生活環境、保健衛生、福祉、医療などの事項を、離島法及び奄美法と同様に、それぞれ第六号から第九号に分けて記載することにしました。これは、従来の第五号では医療以外はハード整備しか書かれていませんでしたが、小笠原でも今後定住の促進を図るにあたってはこれら分野のソフト面での取り組みも進めることが重要であるため、ソフトもハードも読めるよう改正を行いました。また、就業の促進については、定住の促進を図る上で重要な施策であるため、小笠原法でも追加することとしました。

また、奄美法では、定住の促進を進めるために、主務大臣に厚生労働、文科科学、経済産業、環境の四大臣を追加したことを受けて、基本方針の策定主体が「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」から「主務大臣」に変わっています。

・奄美法第五条／小笠原法第六条（振興開発計画）

振興開発計画は基本方針に基づいて策定するものである

ため、振興開発計画の記載事項も、基本方針の記載事項の追加などと同様の追加などを行っています。

今回は、平成二十一年に行われた地方分権改革推進委員会第三次勧告への対応も講じています。具体的には、①義務づけだった振興開発計画を努力義務とする（第一項）、②義務づけだった振興開発計画の記載事項を「おおむね」の記載事項とする（第二項）、③振興開発計画が努力義務となつたため、振興開発計画が定められていない場合の措置を設ける（奄美…第六項、第七項、小笠原…第五項、第六項）、④振興開発計画の公表を義務づけから努力義務とする（奄美…第十一項、小笠原…第十項）です。

また、今回はさらに地元主体の取り組みを進めるために交付金や産業振興促進計画の仕組みを創設し、これまで以上に地元の住民とともに振興開発を進めていく必要が生じることから、市町村が振興開発計画の案を作成する際は、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとしています（奄美…第八項、小笠原…第七項）。

・奄美法第六条（特別の助成）

改正前の奄美法第六条第五項は、非公共事業に国が補助できることの根拠条文となっていました。したが、今般の改正では従来の非公共事業補助をスクラップに交付金を創設した

ため、非公共事業補助の根拠となっていた第六条第五項を削除し、第八条から第十条に非公共事業を対象とする交付金の条文を新たに設けたものです。

・奄美法第八条から第十条（交付金事業計画及びこれに基づく措置）

今回創設した奄美群島振興交付金については、第八条から第十条に記載しています

（1）奄美法第八条（交付金事業計画の作成）

交付金事業計画は鹿児島県が作成できるものとなります。その計画対象事業は、「第六条第一項及び第三項に規定する事業のほか」となっているため非公共事業であり（第六条第一項及び第三項は公共事業補助の根拠条文、かつ「奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業」として具体的な対象事業は第八条第二項第一号で「政令で定めるもの」とさられており、奄美群島振興開発特別措置法施行令第一条の二では以下のとおり定めています。

- ① 農林水産物の輸送に要する費用の低廉化に関する事業
- ② 農業の生産性の向上に関する事業
- ③ 情報通信業における新たな事業機会の創出に関する事業
- ④ 観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事業

⑤ 奄美群島の特性に応じた産業の振興に寄与する人材の確保及び育成に関する事業

⑥ 航路及び航空路における人の往来に要する費用の低廉化に関する事業

⑦ 前各号に掲げるもののほか、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業で国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が当該事業を所管する大臣と協議して指定する事業

交付金対象事業は、振興開発計画に基づく事業を対象としていますので、交付金事業計画の作成には振興開発計画の策定が前提となります。

さらに、交付金事業計画には、鹿児島県の事業だけでなく、奄美群島市町村その他の者が実施する事業であつて鹿児島県が当該事業に要する経費の全部または一部を負担するものも含めて記載することにされていますので、市町村事業やその他の者の事業も記載します。

第八条第二項及び第三項において、交付金事業計画の記載事項を定めています。義務的記載事項としては対象事業に関する事項と計画期間、努力義務的記載事項は交付金事業計画の目標とされています。

第八条第四項では、交付金事業計画を作成する場合は、あらかじめ交付金事業計画の事業主体となりうる奄美群島

市町村その他の者の意見を聴くよう努めるものとしています。また、第八条第五項では、実際に奄美群島市町村その他の者が事業主体となる場合は、該当事業部分について奄美群島市町村その他の者の同意を得なければならないとされています。

交付金事業計画は、鹿児島県や奄美群島市町村のみならず、地元の民間事業者なども事業主体となりうる話です。で、計画を作成した際は遅滞なく公表するよう努力義務が課せられています。

(2) 奄美法第九条（交付金の交付等）

交付金事業計画を実施するときは、計画を事業所管大臣に提出する必要があります。現在の交付金対象事業は、国交省関係事業しか想定されていないため、事業所管大臣とは国土交通大臣になります。

第九条第三項では、奄美群島振興交付金が使われる事業には、他の法令に基づく国の補助事業や交付金を行うことができないものとされています。

(3) 奄美法第十条（計画の実績に関する評価）

交付金は地元の裁量に基づいて行うものですが、国費による支援には変わりないため、事業内容の評価を適切に行い、その透明性を確保する必要があります。このため、鹿児島県は交付金事業計画の終了した翌年度に事業の実施状況に関する調査及び分析を行い、交付金事業計画の実績に

関する評価を行わなければならないものとされています。

また、第二項ではその評価の内容を公表するよう努めるものとされています。交付金事業計画は毎年度作成されるものですので、その評価も毎年度行われることとなります。

なお、評価の実施時期や公表の方法については、奄美群島振興開発特別措置法施行規則（以下「奄美省令」という。）第一条において、鹿児島県は、交付金事業計画の実績に関する評価を当該交付金事業計画の終了する日の属する年度の翌年度の一二月末までに行うもの、その評価内容は遅延なくインターネット利用その他の適切な方法により公表するよう努めるものとされています。

・奄美法第十一条から第二十一条／小笠原法第十二一条から第二十条（産業振興促進計画及びこれに基づく措置）

今般の改正では、定住の促進を図るために産業の振興に関する施策にこれまで以上に力点を置いていくこととし、予算面の支援として奄美群島振興交付金を創設するとともに、制度面の支援として、いわば「特区的」な制度である産業振興促進計画制度を創設しました。産業振興についてやる気のある市町村が計画を作成し、大臣の認定を受けた場合には、規制緩和措置等が受けられるものです。これまでの振興開発のスキームでは、国が基本方針を策定し、都

県が振興開発計画を策定するのみで市町村が責任を持って策定するものは法律上規定されておりませんが、今後は産業振興の分野については市町村が法律上の計画策定主体として加わることとなります。

(1) 奄美法第十一条／小笠原法第十一条（産業振興促進計画の認定）

産業振興促進計画は、市町村が単独で又は共同して（小笠原の場合は小笠原村一村）、振興開発計画に基づいて作成し、主務大臣（小笠原の場合は国土交通大臣）に認定申請できることとされています。第十一条第一項において、計画の趣旨は、奄美群島又は小笠原諸島の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するための計画とされています。産業振興促進計画の認定に係る申請書などについては、奄美省令及び小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則（以下「小笠原省令」という。）で定められています。

同条第二項及び第三項では、産業振興促進計画の記載事項を定めています。義務的記載事項としては、計画区域（小笠原は不要）、振興すべき業種、事業の内容及び実施主体、計画期間、努力義務的記載事項としては目標のほか、その他主務省令で定める事項として奄美省令第三条及び小笠原省令第二条で以下のとおり定められています。

① 産業振興促進計画の名称

② 産業振興促進計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

③ 計画区域における産業の振興を促進する上での課題

④ 鹿児島県（小笠原は東京都）、関係市町村、関係団体、民間事業者その他の者との適切な役割分担及び連携に関する事項

⑤ 法第十一条第四項第三号に掲げる事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び実施主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項

⑥ 前各号に掲げるもののほか、主務大臣（小笠原は国土交通大臣）が必要と認める事項

なお、奄美群島において、割増償却の税制措置を受けようとする場合には、③及び④を産業振興促進計画に記載する必要がある旨、租税特別措置法施行規則第二十条の十六第五項で定められています。

同条第四項では、計画に記載できる事業として、法律の特例となる事業（特例通訳案内士育成等事業、観光旅客滞在促進事業、補助金等交付財産活用事業。以下「特例事業」という。）を定めています。

同条第五項では、産業振興促進計画に記載する事業は市

町村だけで行うものばかりではないため、実施主体が市町村でない事業は当該実施主体との調整を行った上で計画を申請する必要があります。このため、産業振興促進計画に記載する事業で市町村以外の者が実施主体の事業がある場合は、産業振興促進計画の作成にあたって当該実施主体の同意を得るよう求めています。

同条第六項では、地元の創意工夫や発想を生かした産業振興促進計画を市町村と民間事業者、地域住民などが連携して作成することができるようにするため、産業振興促進計画の作成について民間からの提案制度を設けています。

具体的な提案者には、①特例事業を実施しようとする者、②このほか、産業振興促進計画に関し密接な関係を有する者とされており、②は事業の実施主体ではないが事業に係る者が想定されています。たとえば、特例通訳案内士育成等事業では、事業の実施主体は市町村が想定されますが、特例通訳案内士となりうるガイドやガイド団体などが事業に密接な関係を有する者に該当すると考えられます。なお、民間事業者が産業振興促進計画の作成・提案をする際は、素案を提示しなければならないとされています。

同条第七項において、当該提案があつた場合は、市町村は産業振興促進計画の作成可否を提案者に通知しなければならないとされており、計画を作成しない場合はその理由も明示しなければならないとされています。

同条第八項では、産業振興促進計画の認定基準を定めています。①振興開発計画に適合すること、②産業振興促進計画の実施が産業の振興及び雇用機会の拡充に相当程度寄与するものであると認められること、③円滑かつ確実に実施することが見込まれること、が基本的な認定基準です。観光旅客滞在促進事業を産業振興促進計画に記載している場合は、奄美群島内限定旅行業務取扱管理者又は小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を確実に選任することができるとかが認定基準に追加されます。

同条第九項では、同条第四項の事業が記載されている産業振興促進計画の認定をする場合は関係行政機関の長の同意を必要としており、同条第十項では、主務大臣は申請された計画を認定したときは公示するよう定めています。

(2) 奄美法第十二条／小笠原法第十二条（認定に関する処理期間）

産業振興促進計画は、認定により効果が発生するものであるため、国の認定は早急に行う必要があることから処理期間に関する規定を定め、主務大臣（小笠原は国土交通大臣）は、産業振興促進計画の認定申請を受理した日から三月以内に、認定に関する処分を行わなければならないとされています。

(3) 奄美法第十四条から十六条／小笠原法第十四条から第十六条（報告の徴収／措置の要求／認定の取消し）

第十四条では、主務大臣（小笠原は国土交通大臣）及び関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に記載された特例事業について、認定市町村から報告徴収を求めることができることとされています。

第十五条では、特例事業を記載している認定産業振興促進計画の実施について、事業の適正な実施の観点から必要に応じて、主務大臣（小笠原は国土交通大臣）又は関係行政機関の長は、認定市町村に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができるとされています。

第十六条では、認定の取消しについて定めています。主務大臣（小笠原は国土交通大臣）は、認定産業振興促進計画が認定基準に合致しなくなったと認めるときは、認定を取消すことができることとされています。

（4）奄美法第十七条／小笠原法第十七条（通訳案内士法の特例）

特例通訳案内士育成等事業を定めています。特例通訳案内士とは、認定産業振興促進計画の計画区域において、報酬を得て、外国語を用いて旅行に関する案内を行うことを業とする者で、特例通訳案内士になるには市町村が行う研修を修了し、市町村に登録する必要があります。特例通訳案内士は、計画区域以外では通訳案内の業務を行ってはなりませんので（行った場合は五〇万円以下の罰金）、たとえば、奄美群島の複数の市町村で業務を行おうとする場合には、

各市町村の研修を受けて、各市町村で特例通訳案内士としての登録を行う必要があります。計画は市町村ごとに作成するため、研修も市町村それぞれで行うことが基本ですが、研修科目の中には市町村の歴史や観光知識など市町村によって異なるものもあれば、ガイドスキルやホスピタリティマナーなど市町村にかかわらず共通の事項もあります。共通項目については、市町村が共同して研修を行うことも可能です。特例通訳案内士の登録等に関することは、国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則（以下「国交省関係奄美法省令」という。）及び小笠原省令で定められています。

（5）奄美法第十八条／小笠原法第十八条（旅行業法の特例）

第十八条では、旅行者代理業の規制緩和によって観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を図り、観光旅客の滞在を促進する事業である観光旅客滞在促進事業を定めています。旅行者代理業とは、報酬を得て、旅行者を代理して旅行に関する契約を締結するもので、旅行者代理業を営むためには、通常営業所ごとに一人以上旅行者取扱管理者（国家資格）を選任しなければならないこととされています。本事業は、旅行者取扱管理者に代えて一定の研修を修了し、国土交通省令で定める要件を備えた者を選任することにより、宿泊業者が奄美群島内又は小笠原諸島内における宿泊者の旅行を取り扱う旅行者代理

業を営むことができることとしています。この限定旅行者代理業者が扱うことができる旅行は奄美群島内の旅行又は小笠原諸島内の旅行とされています。限定旅行者代理業者が掲示すべき標識等については、国交省関係奄美法省令及び小笠原省令でも詳細を記載しています。また、旅行者取扱管理者に代えて選任する者に対して行う一定の研究については、奄美群島内旅行者取扱管理者の職務に関する研修の方法等を定める告示及び小笠原諸島内限定旅行者取扱管理者の職務に関する研修の方法等を定める告示に詳細を記載しています。

(6) 奄美法第十九条／小笠原法第十九条（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例）

通常、補助金など交付財産を転用する場合は、補助金を交付した所管省庁に対して個別に申請を行う必要がありますが、本事業はこの規定の特例措置であり、産業振興促進計画に補助金など交付財産の転用を記載した場合は、当該計画の申請を行いその計画が認定されれば補助金等所管省庁の承認を得たものとみなされることとなります。すなわち、個別の複数省庁に転用申請を行う必要はなく、国土交通省に申請をすれば転用手続きとして足りることになります。

(7) 奄美法第二十条（農地法等の処分についての配慮）

農地法などによる処分についての配慮です。産業振興促

進計画に記載された事業を円滑に実施するため、認定産業振興促進計画に記載された計画区域において、認定産業振興促進計画に記載された事業のために農地法の転用許可などが必要となる際には、行政庁は、各種手続きが迅速に行われるよう適切な配慮を行うこととしています。なお、小笠原法では農地法の施行が停止されているため、本規定は定められていません。

(8) 奄美法第二十一条／小笠原法第二十条（中小企業者に対する配慮）

奄美群島及び小笠原諸島においては、中小企業者が多いことから、これら中小企業者の取り組みを支援するため、認定産業振興促進計画に基づいた事業を行う中小企業者に対して、国及び地方公共団体が、必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとしています。たとえば、独立行政法人中小企業基盤整備機構からのコンサルティング支援などが想定されます。

・ 奄美法第二十二條から第三十六條／小笠原法第二十四條から第三十八條（振興開発のためのその他の特別措置）

定住の促進を図っていくために、定住環境の改善に係る配慮規定の整備を行いました。これは、平成二四年に改正された離島法を受けて、一般離島で措置されている配慮規

定は当然奄美法及び小笠原法でも措置されるべきとの考えに基づいています。また、配慮規定とは、国及び地方公共団体が各施策について積極的な推進に努めていくという趣旨のものであり、必ずしも新規措置を講ずることを義務づけているものではありません。既存の施策においても講じている施策があれば、それで積極的な姿勢を示しているということができま

(1) 奄美法第二十二條／小笠原法第三十二條（医療の確保等）

奄美法及び小笠原法ともに、離島法で追加された島内に健康診査又は出産に係る保健医療サービスの病院などが設置されていない妊婦が島外の病院などに通院又は入院する場合の支援に係る配慮、医療計画作成時の配慮を追加しました。

また、奄美法では、これまで無医地区に対する医療の確保しか定められていなかったが、今回の改正で無医地区以外の地区も含めて医療の確保について配慮することとしました。

(2) 奄美法第二十三條／小笠原法第二十四條（交通の確保等）

交通の確保については、奄美法及び小笠原法ともに従来から記載がありましたが、一般の離島法改正を受けて、「人の往来等に要する費用の低廉化」などの文言を追加してい

ます。

(3) 奄美法第二十四條／小笠原法第二十六條（農林水産業その他の産業の振興）

これまでは農林水産業のみが配慮の対象となっていたところ、一般の離島法改正を受けて、今回農林水産業以外の産業も含めてその振興について配慮することとしました。第二項では、海に囲まれた奄美群島及び小笠原諸島の重要な産業である水産業の振興に対する配慮を、第三項ではどの業種でも必要な生産性の向上や人材育成、起業支援などへの配慮を定めました。

(4) 奄美法第二十六條／小笠原法第二十五條（情報の流通の円滑化及び通信体系の充実）

一般の離島法改正を受けて「他の地域との情報通信技術利用の機会に係る格差に鑑み」の文言を追加しました。

(5) 小笠原法第二十七條（就業の促進についての配慮）

就業の促進は、奄美法では五年前から規定されており、離島法も一般の改正で配慮事項に追加されました。小笠原においても定住の促進を図るためには就業の促進に対する配慮が求められることから、今回奄美法及び離島法と同様に措置されることとしたものです。

(6) 奄美法第二十七條／小笠原法第二十八條（生活環境等の整備）

定住の促進のために必要な施策として、生活環境等の整

備に係る配慮規定を新設しました。ここでは、住宅の整備、水の安定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について、適切な配慮をするものと考えられました。

(7) 奄美法第二十八条から第三十条／小笠原法第二十九条から第三十一条（介護給付等対象サービス等の確保等／高齢者の居住用施設の整備／保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減）

定住の促進を図るためには、介護や福祉に関する施策を進めることが重要であるため、介護や福祉に関する配慮規定を整備しました。奄美法第二十八条及び小笠原法第二十九条での介護給付等対象サービス等の確保等については介護サービスに係るソフト面での配慮、奄美法第二十九条及び小笠原法第三十条での高齢者の居住用施設の整備についてはハード面での配慮、奄美法第三十条及び小笠原法第三十一条では、保健医療サービスなどを受けるための住民負担の軽減に係る配慮規定を措置しました。

(8) 奄美法第三十一条／小笠原法第三十五条（防災対策の推進）

奄美群島も小笠原諸島も四方を海に囲まれた離島であるがゆえ、一度災害が発生した場合には被害が大きくなりやすくまた復旧にも時間がかかりがちです。このため、島で安心した生活ができるよう防災対策の推進に関する配慮規

定を追加しました。

(9) 奄美法第三十二条／小笠原法第三十三条（自然環境の保全及び再生）

小笠原諸島は平成二三年に世界自然遺産登録がされており、奄美群島も現在世界自然遺産登録を目指しているところですので、両地域の自然環境の保全は重要なものになります。このため、今回自然環境の保全及び再生に係る配慮規定を新しく追加しました。なお、離島法では「海岸漂着物等の処理並びに生態系に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物及び伝染病の防除及び防疫」という文言が入っていますが、これらの文言は「生態系の維持又は回復を図るための措置」に含まれることから、奄美法及び小笠原法では条文に記載していません。しかし、当然ながら、海岸漂着物などの処理並びに生態系に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物及び伝染病の防除及び防疫についても、一般離島に対する配慮と同様に、奄美群島及び小笠原諸島に対しても配慮が行われることとなります。

(10) 奄美法第三十三条／小笠原法第三十四条（再生可能エネルギー源の利用の推進等）

四方を海に囲まれた離島である奄美群島及び小笠原諸島は、エネルギー価格が本土と比較して高くなりやすいことや気象条件により供給が滞ることがあることから、自らの地域で安定的にエネルギーを生産し、供給する体制の構築

が求められています。このため、離島という自然的特性を生かした再生可能エネルギー源の利用を推進することが有効であると考えられるため、その配慮を行う旨を追加しました。また、石油製品は住民の生活及び産業の振興の基本であることから、その価格の低廉化にも配慮する旨、規定を整備しました。

(11) 奄美法第三十四条／小笠原法第三十六条（教育の充実等）

教育の振興については、島内に高校がないことから島外の高校に通学又は下宿して通う際の交通費や下宿費への支援を行う配慮と公立の高等学校等の教職員の定数にかかる配慮の規定を新たに設けました。また、小笠原法は教育の充実に関する配慮規定がなかったことから、学校教育や社会教育の充実などに関する配慮規定もあわせて整備しました。

(12) 奄美法第三十五条／小笠原法第三十七条（地域文化の振興等）

奄美法については、地域文化の振興のためには、文化的所産の担い手がいなければできないことから、文化的所産の担い手の育成に関する規定を追加しました。小笠原法は、これまで地域文化の振興に関する配慮規定がありませんでしたが、住民が島での生活を続けていくためには地元文化を育んでいくことも重要な観点であることから、離島法

及び奄美法と同様に規定を整備することとしました。

(13) 奄美法第三十六条／小笠原法第三十八条（観光の振興及び地域間交流の促進）

地域間交流を進めて交流人口を増やすことは、定住の促進を図るために必要なことです。このため交流促進の重要なツールである観光の振興に係る規定を地域間交流の促進の配慮規定の中に追加しました。

・奄美法第三十八条（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置については、これまで奄美群島内における設備投資などに対して行われてきましたが、今回の改正で産業振興促進計画が創設されたことを受けて、平成二六年度以降は認定産業振興促進計画で記載された計画区域でのみ措置が認められることとしました。これは、産業振興にやる気のある市町村に対して国が重点的に支援措置を講じるという産業振興促進計画の性格にあわせて整理したものです。なお、産業振興促進計画への支援メニューは法制面のみならず税制面でも支援を行うこととされていますが、この地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置に加えて、国税の特別措置である工業用機械などの割増償却についても、平成二六年度からは認定産業振興促進計画の計画区域のみが措置の対象となりま

した。ですので、これら税制措置を地域の事業者が受けるためには、市町村による産業振興促進計画の作成・認定が必要になります。

また、平成二五年度より奄美群島における税制措置が特別償却から割増償却に改組された際に、対象事業の追加などの制度拡充がありましたので、それにあわせて課税免除又は不均一課税措置に係る対象も拡充しました。具体的には、設備投資の対象物件に構築物を追加するとともに、対象業種に旅館業を加えました。

畜産業、水産業及び薪炭製造業を行う者への課税免除又は不均一課税については、これら三業種が国税の税制措置である割増償却の対象業種にもなっていないことから、認定産業振興促進計画の有無にかかわらず、従来通り措置が講じられます。

なお、奄美群島の割増償却にかかる措置は、奄美法ではなく、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令で規定されています。また、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の附則で、平成二五年度中に行われた割増償却措置に係る経過措置が平成二六年六月三十日まで定められていることから、平成二五年度に割増償却の適用があった市町村は本年六月三十日までに産業振興促進計画を作成し、主務大臣に提出する必要があります。

・奄美法第三十九条から第四十一条（奄美群島振興開発審議会）／小笠原法第四十七条から第四十九条（小笠原諸島振興開発審議会）

小笠原法では、審議会に係る規定は、これまで配慮規定の前に規定していたものを、今回全般的に法律の構造を見直したことに伴い、審議会に係る規定を奄美法や離島法と同様に配慮規定の後ろに持つてくることとしました。

また、奄美法、小笠原法ともに、主務大臣（小笠原法では国土交通大臣）は毎年振興開発に関して講じた施策を審議会に報告するものとする旨の規定を整備しました。

・奄美法第五十九条（主務大臣等）

今回、定住の促進を図るために、介護、教育、エネルギー、自然環境保全の配慮事項や基本方針及び振興開発計画の記載事項の追加を行ったことから、厚生労働、文部科学、経済産業、環境の四大臣を主務大臣として追加しました。

・奄美法第六十一条から第六十六条／小笠原法第五十二条から第五十六条（罰則）

今回、通訳案内士法及び旅行業法の特例を導入したことに伴い、これらの業に関する罰則規定を新設しました。また、奄美法については、従来からあった（独）奄美群島振

興開発基金関係の罰則も同じ章の中で規定するよう整備しました。

・奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の附則

一部改正法の附則においては、今回の改正に伴う経過措置を定めています。

①改正前の奄美法に規定する振興開発計画（以下「旧計画」という。）に基づく事業で平成二六年度以降に繰り越される国の負担金等（改正前の奄美法第六条第五項の規定による補助金を除く）は、改正後の奄美法の振興開発計画（以下「新計画」という。）に基づく事業とみなして、改正後の奄美法第六条第一項から第四項までの規定を適用する。（小笠原法も同様）

②旧計画に基づく事業に係る改正前の奄美法第六条第五項の規定による国の補助金のうち、平成二六年度以降に繰り越されるものについては、なお従前の例による。

③地方公共団体が、平成二六年三月三十一日以前の新設又は増設した者に対する課税免除又は不均一課税をした場合の当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、改正前の奄美法の第六条の十三の規定は、この法律の施行後もなおその効力を有する。

④改正後の奄美法による基本方針が定められるまでの間に

平成二六年度の国の補助金等（改正後の奄美法第九条第二項の交付金を除く）に係る事業で緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣等が決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、改正後の奄美法の規定を適用する。（小笠原法も同様）

⑤改正後の奄美法による基本方針が定められてから新計画が定められるまでの間に平成二六年度の国の補助金など（改正後の奄美法第九条第二項の交付金を除く）に係る事業で緊急に実施する必要があるものとして、鹿児島県が国土交通大臣等に協議し、同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、改正後の奄美法の規定を適用する。（小笠原法も同様）

■奄美群島振興開発特別措置法改正までの流れ
〈平成24年〉

- 6月 審議会現地視察
- 11月21日 第100回奄美群島振興開発審議会
- ・奄美群島に関する最近の動向
 - ・意見聴取「奄美群島成長戦略ビジョン骨子」(群島内市町村)
 - ・報告事項「奄美群島の在り方検討委員会提言」(鹿児島県)
 - ・意見聴取「第三者委員会報告」(奄美群島振興開発基金)
 - ・基金WGの設置
- 12月 第1回基金WG
- ・ワーキンググループの進め方
 - ・奄美群島振興開発基金を取り巻く現状について
 - ・関係地方公共団体からの意見聴取

〈平成25年〉

- 2月 第2回基金WG
- ・奄美群島振興開発に必要な政策金融機関のあり方について
- 3月 第3回基金WG
- ・ワーキンググループ報告書案
- 4月2日 第101回奄美群島振興開発審議会
- ・意見聴取「奄美群島成長戦略ビジョン」(群島内市町村)
 - ・報告「奄美群島振興開発総合調査報告」(鹿児島県)
 - ・今後の奄美群島振興開発基金のあり方(基金WG報告)
 - ・今後の奄美群島振興開発に関する論点整理
- 5月29日 第102回奄美群島振興開発審議会
- ・奄美群島振興開発の方向について
- 6月26日 第103回奄美群島振興開発審議会
- ・奄美群島の振興開発について(意見具申〈案〉)

〈平成26年〉

- 1月31日 法案衆議院提出
- 3月18日 衆議院本会議において全会一致で可決、参議院送付
- 28日 参議院本会議において全会一致で可決成立

4月1日 改正奄美群島振興開発特別措置法施行

(以下、予定)

- 5月 第104回奄美群島振興開発審議会
- ・基本方針案の議論

■小笠原諸島振興開発特別措置法改正までの流れ

〈平成24年〉

- 2月16日 第82回小笠原諸島振興開発審議会
- ・平成24年度小笠原諸島振興開発関係予算等について
 - ・世界自然遺産登録及び登録後の状況について
 - ・小笠原の今後の振興について(最近の小笠原の動向等)
- 11月14日 第83回小笠原諸島振興開発審議会
- ・小笠原諸島を取り巻く情勢について
 - ・小笠原諸島における最近の取組みについて
 - ・小笠原諸島振興開発計画の達成状況について

〈平成25年〉

- 2月19日 第84回小笠原諸島振興開発審議会
- ・今後の小笠原諸島振興開発に関する論点の整理について
- 5月13日 第85回小笠原諸島振興開発審議会
- ・小笠原諸島振興開発の方向について
- 7月3日 第86回小笠原諸島振興開発審議会
- ・小笠原諸島の振興開発について(意見具申〈案〉)

〈平成26年〉

- 1月31日 法案衆議院提出
- 3月18日 衆議院本会議において全会一致で可決、参議院送付
- 28日 参議院本会議において全会一致で可決成立
- 4月1日 改正小笠原諸島振興開発特別措置法施行
- (以下、予定)
- 5月 第87回小笠原諸島振興開発審議会
- ・基本方針案の議論